

北本市執行機関の附属機関に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に基づいて設置されたもののほか、附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

(委任)

第 3 条 附属機関の組織、会議その他必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

別表（第 2 条関係）

第 1 市長の附属機関

附属機関名	職務
北本市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議する。

## 北本市特別職報酬等審議会規則

### (目的)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）第3条の規定に基づき、北本市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営に関する事項について定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 審議会は、委員7人で組織する。

2 委員は、北本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

### (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この規則は、昭和57年1月1日から施行する。